

7. 計画の推進にあたって

7-1 計画の推進体制

副市長をトップとする検討組織を設置して、公共施設等の今後のあり方（特に公共建築物の統廃合、複合化）について方針を決定し、関係部署と協議しながら取り組みます。また、検討組織が、計画の進捗状況を把握します。

一方で、計画の進捗状況を一元的に管理する部署（以下「総合管理計画担当部署」という。）が、関連部署と連携を図りながら本計画の内容を実行していきます。

7-2 計画のフォローアップの実施方針

フォローアップにあたり、総合管理計画担当部署は、関係部署と連携しながら計画の確実な実行に向けて進捗管理を行います。

また、計画期間が30年間と長期にわたることから、計画が実情とかけ離れたものにならないよう、必要に応じて本計画を改定することとします。

7-3 市民・議会との連携

市民や議会への情報提供及び報告を適宜行うことで、問題意識を共有化します。また市民と協働、連携できる仕組みづくりを検討していきます。

7-4 民間との連携

PPP/PFIなどの民間活力を導入し、公共施設等の機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に取り組みます。

7-5 国、県及び近隣市町村との連携

国、県及び近隣市町村と公共施設等を相互利用するなど、自治体間の連携を推進することで、幅広い視点から市民ニーズに対応していきます。